

組合員資格に関する判定基準

(平成 24 年 6 月 28 日 理事会決定)

(平成 27 年 6 月 25 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この基準は、岡山県医師国民健康保険組合規約（昭和 34 年 3 月 29 日規約第 2 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、岡山県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）の組合員が従事する医療及び福祉の事業又は業務の種類を定めることを目的とする。

(組合員の事業又は業務の種類)

第 2 条 組合員が従事する事業又は業務の種類は、次のものとする。

- 一 医療機関又は介護施設の開設者又は管理者
- 二 医療機関又は介護施設に勤務する医師（非常勤勤務者を含む。）
- 三 第 1 種組合員又は第 3 種組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- 四 上記一及び二に該当しないが、医師等の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、園医（児童施設管理医）
 - ④ 産業医、警察医、検案業務に携わる者
 - ⑤ 検査・健診業務に携わる者及び救急科専門医の認定を受け、救急救命の業務に携わる者
 - ⑥ 保健所、血液センター等の業務に携わる者
 - ⑦ 研究機関等において医学・医療・福祉に関する調査・研究を行う者
 - ⑧ 岡山県内の医師会、その他医療・福祉関係機関の役員、委員等
- 五 組合に使用される者

(資格確認)

第 3 条 組合は、組合員が前条に該当する事業又は業務に従事している者であることの資格確認を行うものとする。

附則

この基準は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この基準は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。